



正しく使用していますか？

医療福祉費支給制度(マル福・マル特)

村では、茨城県の医療福祉費支給制度(マル福)と村独自制度(マル特)の対象となる方に、健康保険適用分の医療費に対する助成を行っています(健康保険適用外の医療費は対象外)。今回は、マル福・マル特を使用する際に、注意してほしい3つのポイントについてご紹介します。※マル福・マル特制度の詳細は、村公式ホームページをご覧ください。



HPIはこちら

銀行口座や健康保険が変わった場合は、保険課の窓口へ届け出をお願いします！

口座名義の変更や口座の解約などで、銀行口座の情報に変更があると、医療費の払い戻しが遅れることがあります。また、健康保険の保険者番号・記号などに変更があると、医療機関で医療福祉費受給者証(以下「受給者証」)が使用できなくなります。銀行口座や健康保険に変更があった場合は、必ず保険課(役場行政棟1階)へお越しの上、手続きをお願いします。

【銀行口座が変わった場合】

口座情報が分かるもの(通帳やキャッシュカード)と受給者証をお持ちの上、保険課で手続きを行ってください。

【健康保険が変わった場合】

健康保険証^{*}と受給者証をお持ちの上、保険課で手続きを行ってください。

※12月2日(月)以降、マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い、従来の健康保険証が発行されない場合は、資格確認書や資格情報のお知らせ、マイナポータル画面を確認させていただきます。

限度額適用認定証や特定疾病療養受療証の交付を受けた方は提示をお願いします！

医療費が高額になる場合や入院する場合は、健康保険証の発行元に「限度額適用認定証」が交付されるかをご確認ください。該当する方は必ず申請をし、交付を受けてください。また、人工透析が必要な慢性腎不全等の方も「特定疾病療養受療証」の交付を申請してください。医療機関受診の際は「健康保険証」・「受給者証」と併せて、医療機関窓口へ必ず提示してください。

【優先順位】①医療保険 → ②公費(国 → 茨城県のマル福) → ③村独自の医療費助成制度

※医療費は、医療保険での給付が優先され、一部負担金(自己負担金)などを公費で負担しています。

学校(園)でのけがで医療機関を受診するときは、健康保険証のみを提示してください！

保育所や幼稚園、学校等の管理下における災害(負傷等)は、学校等で加入する「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が優先されるため、マル福・マル特制度の対象とはなりません。医療機関を受診する場合は受給者証は提示せず、健康保険証のみを提示し、後日、学校等を通じて「日本スポーツ振興センター」へ請求を行い、給付を受けてください。マル福・マル特制度と併用した場合は、村へ医療費を返還していただく場合があります。給付内容の詳細は、お子さんが通う学校等へお問い合わせください。

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1174・1175)